

議第31号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第9第2項第2号ウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号エ(ア)中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号エ(イ)中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号エ(ウ)中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号エ(エ)中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号エ(オ)中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号エ(キ)中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号エ(ク)中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号オ(ア)中「1,130,000円」を「1,180,000円」に改め、同号オ(イ)中「1,340,000円」を「1,410,000円」に改め、同号オ(ウ)中「1,500,000円」を「1,580,000円」に改め、同号オ(エ)中「1,830,000円」を「1,940,000円」に改め、同号オ(オ)中「2,140,000円」を「2,260,000円」に改め、同号オ(カ)中「4,350,000円」を「4,550,000円」に改め、同号オ(キ)中「5,570,000円」を「5,820,000円」に改め、同号オ(ク)中「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同号カ(ア)中「5,750,000円」を「5,930,000円」に改め、同号カ(イ)中「7,250,000円」を「7,470,000円」に改め、同号カ(ウ)中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第6項第1号ウ(ア)中「410,000円」を「420,000円」に改め、同号ウ(イ)中「540,000円」を「560,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「700,000円」を「730,000円」に改め、同号ウ(エ)中「920,000円」を「960,000円」に改め、同号ウ(オ)中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同号ウ(カ)中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同号ウ(キ)中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同号ウ(ク)中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同号エ(ア)中「490,000円」を「530,000円」に改め、同号エ(イ)中「630,000円」を「680,000円」に改め、同号エ(ウ)中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同号エ(エ)中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同号エ(オ)中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同号エ(カ)中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同号エ(キ)中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同号エ(ク)中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同号オ(ア)中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同号オ(イ)中「12,400,000円」を「12,600,000円」

に改め、同号オ(ウ)中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第7項ア(ア)中「310,000円」を「320,000円」に改め、同項ア(イ)中「430,000円」を「460,000円」に改め、同項ア(ウ)中「720,000円」を「750,000円」に改め、同項ア(エ)中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同項ア(オ)中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同項ア(カ)中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同項ア(キ)中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同項ア(ク)中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項イ(ア)中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同項イ(イ)中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同項イ(ウ)中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、準特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請等に係る審査手数料の額の改定をするため、この条例案を提出する。